

現代日本の金融自由化と公的金融のあり方に関する一考察

—「金融自由化」時代における郵便貯金の存在意義を中心に—

経済学研究室 藤田 安 一

- I はじめに——問題の所在——
- II 「郵貯補完論」とその批判
- III 金融自由化と金融機関の社会的責任
- IV バブル経済期の銀行行動とその問題点
- V 「経済大国」から「生活大国」への転換と郵便貯金の存在意義

I はじめに——問題の所在——

本稿のテーマにある「公的金融」とは、郵便貯金、簡易保険、厚生年金や国民年金のような公的年金の形態をとって調達した資金を、資金運用部を經由して、なんらかの政策目的のために公団、事業団、地方公共団体などに投資したり、政府系金融機関などを通じて国民に融資する金融活動の総体をさす⁽¹⁾。また、わが国の公的金融機関には、郵便貯金制度、公的保険・年金制度、政府系金融機関などがあるが、なかでも郵便貯金は公的金融の最大の資金源泉であり、1993年現在、資金運用部資金原資残高326兆2859億円のうち、郵便貯金資金は181兆1586億円⁽²⁾と、全体の55.5%を占めている。

ところで、現代日本の公的金融は、郵便貯金による資金調達面と政府系金融機関による資金運用面の両面で、民間金融機関とのあつれきを激化させているとして、近年わが国における公的金融のあり方とその再編成の方向をめぐる、激しい議論が展開されてきた。なるほど、金融自由化が進めば進むほど、公的金融はさまざまな側面において、今まで以上に市場メカニズムが作動する金融市場との接触を余儀なくされるであろう。しかし、そのことをもって、いきおい公的金融の存在を否定したり、あるいは公的金融をより競争促進的なシステムへと再編成しようとする議論が目立ってきている。

とりわけ郵便貯金事業については、最近とみに、その見直しのトーンを高め郵貯民営化の響きを強めつつある。こうした動きは、郵便貯金が民間金融機関の営利活動を圧迫しているとする巨大銀行の執拗な主張にもとづいて、1983年3月の臨時行政調査会『行政改革に関する第五次答申—最終答申』に示された「金融自由化の展望が得られた段階においては、郵便貯金事業の経営形態の在り方についても再検討すべきもの」という考えに沿っていることは間違いないであろう。金融自由化にむけての高いハードルであった金利の自由化については、昨年(1994年)10月17日の流動性預貯金

金利の自由化によって一応の完成をみたことが、改めて現在、郵便貯金事業の経営形態をめぐる議論をさかんにしている一因である。

郵便貯金の経営形態を見直し民営化しなければならないとする、この論拠の中心に依然として居座り続けているのが、言うまでもなく郵便貯金の歴史的役割はすでに終わったとする考えである。根強いこうした主張にもとづく郵便貯金への攻撃が、はたして現在および将来にわたって、わが国の金融制度を発展させるものなのであろうか。

本稿の課題は、このような問題意識のもとに、金融自由化を背景とするバブル経済とその崩壊過程における金融システムの現状を踏まえ、バブル経済期以降のこれまでとは明らかに異なった局面での公的金融の存在意義を、郵便貯金を中心に考察することである。

II 「郵貯補完論」とその批判

これまで、郵便貯金の存在意義について、どのように考えられてきたであろうか。

郵便貯金法は言う——「この法律は、郵便貯金を簡易で確実な貯蓄の手段としてあまねく公平に利用させることによって、国民の経済生活の安定を図り、その福祉を増進することを目的とする。」いうまでもなくこの規定は、郵便貯金事業創設当時の主旨を継承するとともに、不幸にも戦時中、郵便貯金が軍事費調達的手段に利用されたという痛切な反省の上に立って、1947（昭和22）年に制定された郵便貯金法第1章第1条である。

この法律に示されたように、国民生活の安定を図り、国民福祉を増進させることを目的とする郵便貯金の存在意義が、残念ながら官業と民業との役割分担として狭く解釈され、郵便貯金が民間金融機関の補完的立場に立つものと、はっきり認識されるようになるのは、「官業は民業の補完に徹せよ」という臨時行政調査会（以下、臨調と略記）の基本理念を受けて以降のことである。当時、第二臨調の第四部会長であった加藤 寛氏は、「政策金融は民間金融の補完に撤するという原点に立って、たとえば幼稚産業の育成や産業構造の変化に伴う摩擦の回避等、政策的には必要であるが民間の融資にはなじまない真に必要な分野に限定し、その他の民間に委ねてもさしつかえない分野については、思いきって縮小あるいは撤退すべきである」⁽³⁾と述べている。

しかし、こうした「郵貯補完論」という考え方には、当時から有力な反対論が存在していた。

まず、郵政省は「郵便貯金をめぐる見解に対する郵政省の考え方」（1981年6月23日）において、官業が民業の補完といえる場合の基準を示すとともに、逆に政府の保護政策に甘んじている民間金融機関のあり方に対し、つぎのように疑問を呈した。

「官業が民業の補完であるべきとする主張が妥当するのは、民業が民業としての活力を十分に発揮し、能率がよく、サービスが充実し、民間相互間に健全な自由競争が行われている場合にはじめて言えることであって、現状の護送船団行政の下でこうした主張をするのは、民間金融機関の利益擁護という立場しか考えない国民の立場を無視した主張である。」⁽⁴⁾

また、押田八洲男氏は「臨調最終答申と郵便貯金」において、ひかえめながら次のように臨調の反国民的姿勢を指摘した。

「官業は民業の補完に徹せよ。という臨調の基本理念を受け、民業の経営が成り立たない領域のみを官業が受け持つということになると、独立採算制による事業の維持は不可能になると考えられるが、その場合の事業の財政的維持方策が示されないまま、ただ官業の活力を抑制するということでは、いわゆる第二の国鉄を続出させる結果になるのではなかろうか。

金融の在り方を考える場合、資金を合理的かつ効率的に供給するという経済・産業政策上の観点のほかに、預金者の利益をどう向上させるか、という国民生活上の観点が必要であると思うが、臨調答申は、後者についての配慮にやや欠けるところがあるのではなからうか。」⁽⁵⁾

さらに、佐々木弘氏は臨調の「官悪・民善」的発想で郵便貯金の改革を議論することに反対し、官業と民業とが適正に競争し合うシステムを支持して、つぎのように述べた。

「官業は、たんなる『先導性』『民間への補完的役割』のみに限定されることなく、もっと積極的に民業と競合ないし競争的關係に立ち、民業を誘導し、牽制し、また、民業のパフォーマンスに刺激を与えるとともに、自らの経営を振り返る尺度をそこから得るなど、より広い役割をになうべきものとする。」⁽⁶⁾

以上のような反対論が「郵貯補完論」に対してなされた理由として、先の臨調の主張が、あまりにも産業政策上の資金供給の効率性という観点に重きが置かれすぎて、預金者の利益をどのように守り国民生活を向上させていくか、という視点が軽んぜられていたからであり、「官業性悪説」にもとづき郵便貯金事業を押え込もうとする姿勢が、ありありと見受けられたからであった。しかも、この「補完」の内実が、實際上「追随」とかわらない意味をもたされていく。すなわち、郵便貯金は民間金融機関の活動ではカバーしきれない部分を補うという役割から、民間金融機関に服従する存在へと、限りなく上下関係に近づけられていった。その典型を、私達は先般の民間金融機関による郵便貯金への預貯金金利上の追随システムの要求にみることは容易であろう。

このような、補完から追随へという郵便貯金をとらえるスタンスの移動を余儀なくされてきた根拠には、郵便貯金が民間金融機関本位の経済運営に役立つ限りにおいてのみ、かろうじてその存在意義が許されるのだとする明確な主張がある。しかし、それほどまでに、民間金融機関が担う金融システムは信頼するに足りうるものであろうか。この点を、1970—80年代における金融自由化とその推進が、わが国の国民経済に与えたなまなましい現実には照らして検証してみよう。

III 金融自由化と金融機関の社会的責任

今さしあたり「金融自由化」を、「取引の実態に適合しなくなった規制を、緩和ないし撤廃し、市場での自由な競争を促進し、価格機能を働かせることを通じて、資金配分の効率性や、所得分配の公正を高めようとするもの」⁽⁷⁾と定義しておくこと、こうした意味での金融の自由化が、具体的に検討され本格的に政策化されていったのは、日本の場合、1980年代以降であるといえよう。1980年代における金融自由化の推進は、もっぱら金融機関の効率性のより一層の達成が目標とされ、そのための金融自由化が異例のスピードで推し進められた。そこでは、市場のメカニズムを通じた資金の効率的配分＝公共性という図式のもとで、効率性は必然的に公共性を約束するものとみなされたのである。

しかし、こうした図式が疑問視され、反省をせまられた時期があった。1970年代前期がその時期であり、経済的混乱と不況を背景に、大企業に対してきびしい社会的責任の追求が行なわれた頃であった。金融制度研究会は、1970年の金融制度調査会答申『一般民間金融機関のあり方等について』において、金融機関の効率性と公共性との関係について、つぎのように述べたことがある。

「金融機関の公共性は、具体的には預金者保護、資金配分、金利などの面で問題となるが、金融機関における効率化とは、まさにこれらの各面における金融機関の機能を国民経済的見地から望ましい方向に十全に発揮させていくことをねらいとするものである。したがって、金融機関の効率化

は、本来その公共性の基盤の上において行なわれるべきものであり、またこのような見地からの効率性が推進されることによって、金融機関の国民経済的機能の面で公共性がより高められることが期待されると考える。」⁽⁸⁾

この答申が指摘するように、公共性は効率性を追求することによって必然的に達成されるのではなく、あくまでも公共性を基盤にして効率性が追求されなければならない、という考えに基づいていた。そして、その後の金融機関の行動がこの答申に遵守してなされていたら、バブル経済期にみられるような金融機関が国民経済に多大な損失をもたらす国民的批判にさらされるようなことはなかったであろうし、不良債権問題にみられるように自らの経営基盤を弱体化させ著しく信用不安を惹起するという状態は起こらなかったであろう。あるいは、たとえ起こったとしてもその傷は、現在に比べてはるかに軽かったに違いない。そうした問題意識のもとに、1970年代における金融機関の社会的責任問題と新金融効率化行政の意義及び問題点を、つぎに考察しておこう。

1970年代前半、わが国はオイル・ショックを契機として、企業による不当な買占め、便乗値上げ・売り惜しみによる狂乱物価がおこり、投機が横行し、国民経済の不安が著しく助長された。そのため、こうした事態を引き起こした反省から、金融機関を含めた大企業の社会的責任がきびしく問われ、一時期、金融機関および金融活動における効率性と公共性との調和が強調されたことがあった。とくに、1973年から74年にかけて、企業の社会的責任を追求する運動が高揚するなか、1975年には金融制度調査会による銀行法改正のための作業が始まり、1977年にはいわゆる新金融効率化行政⁽⁹⁾が大蔵省銀行局によって打ち出された。

この新金融効率化行政の基本的な考え方は、確かに、高度経済成長から低成長段階への移行にとりなう金融構造の変化によって、金融機関の経営環境が極めて厳しくなってきたこと、および経済の国際化にともなう金融の国際化も進展してきたことへの対応として、金融の効率化をいっそう推進することが必要であるとの認識に基づくものであった。しかし同時に、従来の効率性一辺倒にたいする反省から、競争原理の活用による自由化の推進にあたっては、リスクの増大や中小企業金融専門機関の経営などに種々の弊害を伴うため、効率性と公共性とを調和させるように十分な配慮をしなければならないという考えが、今後の金融政策のあり方として提起されたのである。ここに、新金融効率化行政の認識における積極的意義を認めることができよう。

しかし現実には、それ以降の金融機関の経営行動が、効率性と公共性の調和という視点を著しく後退させ、競争原理の強調による効率性の追求に一面化されていった。なぜ、このような結果に終わってしまったのか。効率性と公共性の調和という新金融効率化行政の理念に、どのような欠陥があったのであろうか。

その最大の欠点は、公共性の発揮をあくまでも金融機関の自主性に委ねた点であろう。思いかえせば、1970年代において、金融機関の社会的責任を国民がきびしく追求した理由は、金融機関の自主性に委ねておいては、個人・中小企業などを含むすべての借り手にたいする借入の機会均等、社会的に不当または有害な融資の規制、不当な歩積み・両建預金の解消など、公共性を体現した金融システムの実現にはならないからである。それにもかかわらず、これらの点を依然として金融機関の自主性に委ねるかぎり、国民が望んだ公共性など実現されるはずのないのは当然のことであった。事実、官民一体となって民間企業・金融機関主体の不況克服策の大合唱が強まるにつれて、民間企業・金融機関の社会的責任を追求する声はかき消されていった。そのため、公共性を置き去りにして、もっぱら金融の効率性が一面的に強調されたまま、1980年代以降の金融自由化時代を迎えることになる。

まずそれは、80年代初頭、イギリス、アメリカ、日本において相次いで成立した新自由主義政権と、その政権下で強力に進められ自由化・規制緩和政策を背景にし、具体的には、1984年5月のアメリカによる金融自由化を求めた『日米共同円ドルレート、金融・資本市場問題特別会合作業部会報告書』⁽¹⁰⁾いわゆる日米円・ドル委員会報告、および大蔵省『金融の自由化及び円の国際化についての現状と展望』⁽¹¹⁾が出されて以来、加速されてきた。さらに、1985年6月の金融制度調査会答申『金融自由化とその環境整備』は、自由化による競争の促進が信用秩序の維持につながるという考え方を初めて打ち出した。その意味でこの答申は、自由化がもたらす弊害を強く意識して金融の公共性をも配慮した70年代の議論を大きく転換させる画期となった。

このような経緯によって、わが国の金利や業態の規制が緩和され、1980年代金融市場の自由化が急速に進んだ。また、「金融革命」という名のもとで、各種の新金融商品群が、つぎつぎと提供された。それを前提にして、企業も金融機関も低金利で大量の資金を内外から調達した。特に、1987—88年を通じた2.5%という超低金利時代に、企業は転換社債、ワラント債（新株引受権付社債）などのエクイティ・ファイナンスによって、過剰な資金調達をおこない、膨大な設備投資に乗り出し、さらに銀行は、土地・株式などの担保価値の審査を十分におこなわないまま、異常な貸し出し競争をおこし、地価や株価の暴騰に象徴されたバブル経済を創出したのである。

こうした金融自由化を背景とする民間金融機関の行動に対して、郵便貯金の存在はどのように位置づけられるのであろうか。果たして、郵貯民営論者の言うように、郵便貯金の歴史的役割は終わったと簡単にかたづけられてよいものなのであろうか。

IV バブル経済期の銀行行動とその問題点

この問いに答えるにあたって、まずは、郵便貯金の歴史的役割は終わった、とする考えを聞くことにしよう。

「現在では民間金融機関は既に十分に発達し、預金者保護対策も整備されてきており、郵便貯金制度がその発足時に意図した、一般国民に対する安全確実かつ簡便な貯蓄手段の提供は、既に民間部門によって達成されるようになったと考えられる。また、郵便貯金がその主たる原資となっている財政投融資を通じた政策金融についても、今日では一部を除けばその緊要性が低下し、そのあり方の再検討が求められている。このように、長期的な視野に立って考えると、郵便貯金の歴史的意義はもはや薄れつつあるという事実を明確に認識しておかなければならない。」⁽¹²⁾「このように、播種期の民間部門の補完、財政投融資の原資調達等の郵便貯金制度の歴史的役割は終わり、その今日的意義が問われるにいたっている。」⁽¹³⁾

こうした民間金融機関に対する過度の評価と楽観的ともいえる信頼は、バブル経済の現出とその崩壊の過程によって、みごとに裏切られた。ここに、大蔵省銀行局が作成した『金融機関別不祥事件発生状況』という内部資料がある。それによると、平成元年から平成4年までに銀行あるいは銀行員が引き起こした内部不祥事の合計件数は1811件、1393億円。横領や着服、不正貸し出しなど事件の種別と件数、金額などが明らかにされている。このうち、都市銀行や長期信用銀行など大銀行が関与した不祥事の割合は、なんと50%近くにのぼっている⁽¹⁴⁾。

そもそも、銀行の基本的姿勢としては、元本保証、確定利付の預金という形で顧客から資金を預かっているため、その資金の運用に際して細心の注意を払ってリスクを管理しなければならない責任がある。したがって銀行は、資金の使途を厳密に審査し、借入金の支払いや元本返済が可能かど

うか、十分に調査したうえでなければ貸してはならないはずである。しかし、バブル経済期の銀行は、鈴木淑夫氏の適切な表現を借りれば、「土地、株式、高級絵画の購入資金だといわれれば、二つ返事で融資に応じた。土地や株式などが担保に入れば、地価、株価の上昇がいつまでも続くという『バンド・ワゴン』に目がくらみ、利払いや元本返済の能力は間違いないと考え、実際の資金使途を十分に審査しなくなった。」⁽¹⁵⁾

こうして、住友銀行の出資法違反や富士銀行の不正融資など、偽預金証書の発行やそれを担保とする不当融資などの不祥事が、同時多発的に起こった。しかも、銀行による不動産業への過剰融資が、資産インフレを引き起こし地価高騰を招くことによって、固定資産税の増税や家賃の値上げをもたらした。また庶民のマイホームの夢を奪うなど、国民経済と国民生活全体に与えた損失ははかりしれない。つまり、バブル経済期の日本の現実が教えたことは、「民間金融機関による自由な効率性の追求こそが、資金の最適配分をもたらす」という考え方が、実はフィクション以外の何ものでもなかったということである。この点は、郵便貯金事業の存在意義を否定し民営化を唱える論者に共通する主張——郵便貯金は金融政策の有効性を阻害し、資金の適切な社会的配分をゆがめ、国民経済の活力を奪う——に対する有力な反論となりうるであろう。

しかも、バブル経済期における以上のような銀行の反社会的行為に、国民の零細な貯蓄が動員された意味は大きい。巨大銀行は、自らの行為を反省するだけでなく、今こそ、同じ国民の貯蓄をあつかいながら、少なくともバブルの演出とは無関係であった郵便貯金の存在を、謙虚に受けとめなければならないであろう。郵便貯金事業の歴史的意義は、決して失われたわけではない。それどころか、つぎに明らかにするように、金融自由化という不確実な金融システム時代への突入にあたり、国民の零細な貯蓄を守り、国民生活への利益還元システムを盛り込んだ郵便貯金の社会的存在意義を、私達は今あらためて注目してよいのではなからうか。

V 「経済大国」から「生活大国」への転換と郵便貯金の存在意義

戦後わが国は、1970年代まで、「経済成長第一主義」のレールの上を、ひたすら走りつづけてきた。しかし、1980年代に入り、日本全体が経済的豊かさに酔いしれているかに見えた足下で、その地盤を激しく揺さぶる事象が襲った。言うまでもなく、対外的には、貿易摩擦の一層の激化とそれを口実とする日本経済への攻撃、国内的には、過労死に至る長時間労働や労働強化、地価の異常な高騰や住宅難などが、それであった。これらは、今後の日本経済の発展を制約する深刻な要因として認識されただけでなく、従来の経済成長至上主義的な日本社会のあり方に、抜本的な反省を加えるものとなった。そして、経済の豊かさを国民が実感できるように、既成のさまざまな社会システムを生活者の視点から見直そうとする動きが、社会各層の間から起こってきたのである。

こうした生活者重視の発想は、1990年代に入り、「経済大国」に代わる「生活大国」の実現をめざそうとするスローガンとなって、さっそく政府の新経済計画にも盛り込まれた。経済企画庁が1992(平成4)年7月に発表した『生活大国5カ年計画——地球社会との共存をめざして——』では、つぎのように述べられている。

「真に国民が豊かさを実感できるようにするためには、今後、我が国は生活者・消費者を重視する視点に立って、経済社会の在り方を総点検し、自己実現の機会が十分与えられたより自由度の高い社会を実現すべきである。その意味で、人間一人一人を尊重する視点が重要である。……つまり、国民一人一人が豊かさとゆとりを日々の生活の中で実感でき、多様な価値観を実現するための機会

が等しく与えられ、美しい生活環境の下で簡素なライフ・スタイルが確立された社会としての『生活大国』への前進が図られなければならない。」⁽¹⁶⁾

以上の指摘が示しているように、一人一人の国民が生活の中で豊かさを実感でき、快適な生活環境のもとで、等しく自己実現の機会を得られる社会が、今求められているのである。このような社会システムを金融面で担う重要な構成要素として、郵便貯金が注目されよう。なぜなら、郵便貯金は現在わが国で唯一貯蓄銀行的性格をもち、全国各地に設置された多数の店舗を活用して、これまで民間金融機関が等閑視してきたり、進出をためらってきた個人に対する金融サービス分野の向上に、積極的に寄与したと評価できるからである。

例えば、全国どこでも出し入れ自由で、日常生活に必要な金額を預け財布代わりに利用するのに便利な「通常貯金」や、預け入れして半年経過後は自由に払い戻しができ、半年複利で最長10年まで預けることのできる「定額貯金」、2・4・6年目に利子がまとめて受け取れ、子供のための積み立て貯金である「愛育貯金」や「住宅積立貯金」「教育積立貯金」など、多彩な用途に応じ貯蓄手段を提供してきた他に、郵便貯金は、個人向け金融サービスとして1973（昭和48）年1月には「ゆうゆうローン（預金者貸付け）」という小口の貯蓄担保貸付制度を発足させたり、1978（昭和53）年7月には「進学ローン（進学積立貯金）」を設けた。これら郵便貯金の新しい貸付制度に刺激されて、銀行は「総合口座」や「教育ローン」などを登場させた経緯がある。これなどは、郵便貯金側の工夫と決断が、全体としてわが国の個人向け金融サービスを向上させた顕著な例であろう。さらに郵便貯金事業は、間接的に、その資金が財政投融资を通じ社会資本の充実・生活環境整備に役立てられているだけでなく、直接、各地の郵便局ではその施設を住民の会合や会議の場として提供したり、郵便局自ら地域の文化展やスポーツ大会をはじめとし各種のイベントを開催するなど、利益を国民に還元しながら地域の金融・文化・情報のセンターとして、地域社会の振興に果たしている役割は、決して小さいものではない。

以上のように、郵便貯金は国民の切実なニーズと向い合ってきたと言ってよい。少なくともこの点は、「一般の人たちに対し気位と敷居が高過ぎ、時に冷淡すぎた」⁽¹⁷⁾銀行との違いである。郵便貯金のこうした性格は、現在の郵便貯金利用の実態からも、はっきりとうかがい知ることができる。

『郵便貯金に関する調査研究会報告書——パーソナル・ファイナンスの充実に対応した金融システムと郵便貯金の機能——』（1980年9月）を参考にすると、（1）郵便貯金の個人以外の利用は1%未満にすぎない、（2）当座預金がないなどの理由から、法人企業は利用しにくい、（3）貯金総額に制限があることから、法人企業や高所得者層が利用する際の誘因が乏しい、などの特徴から、郵便貯金は比較的小額の個人預金の集積とみなしてよいであろう。また、個人が郵便貯金を利用する目的においても、子供の教育や結婚のため、老後の生活保障のため、住宅の新增築・修理のためなど、ライフ・サイクルに応じた将来財に向けてのものが比重を増大させている。郵便貯金に託した庶民の切実な願いを知るべきである。

かつて、大内兵衛が郵便貯金に関して述べた次の指摘は、決して現代においてもその妥当性を失ってははいない。

「それ（郵便貯金をさす——引用者）は、人間がもち得るところのあらゆる敬虔的な念願——冠婚葬祭におけるそれぞれの儀礼をつくさんがためと云ったことより、立身出世のための学資、独立自営の生活のための資金、所謂生業上に必要な器具、機械の購入等々——の最も現実的な形態である。」⁽¹⁸⁾

しかし、こうした国民の念願とはうらはらに、郵便貯金の民営化を求める主張には、「企業性・効率性を発揮してこそ、公共性は確保できる」という考え方が、執拗に存在している。だが、バブル

経済期の銀行行動が如実に示したように、資金の配分を企業性や効率性にのみ委ねることは、収益性の多寡を基準にした民間資本にとっての効率性に外ならず、社会的には資金の適正配分を攪乱する要因となる、ということであった。しかも、このバブルの過程で国民が見たものは、小口投資家を犠牲にした大口投資家への損失補填や、暴力団と癒着した株の仕手戦での株価つり上げのための銀行融資という、利益相反の典型例であった。こうした行為が、しいては銀行自身にも負の遺産として重くのしかかり、現在に至っても、まだ総計13兆3000億円(1994年9月末現在)にもほる巨額な不良債権の未償却問題となって、資金の適正な社会的配分を防いでいるのである。

ここから私達が教訓を得るとすれば、一国の金融システムは、民間金融機関の効率性よりも国民生活の公共性をまず最優先に考えて運用されなければならない、そうしてはじめて、民間金融機関の企業性や効率性も達成できるということであろう。つまり、金融システムという極めて公共性の高いインフラストラクチャーを評価するには、個別性・短期性に代って総合性・長期性という評価基準を必要とする、と言いかえることができる。しかし、今後も金融自由化の進展は、たえずこの基準をくつがえす危険性をはらんでいる。そうならないために一日も早く、国民生活を守りその福祉を増進するための資金配分の適正化こそが、民間金融機関の効率性よりも、より上位の公共性を体现した理念として追求されなければならない。こうした理念に、今後も郵便貯金が積極的に応えるため、国営事業が陥りがちな官僚的体質に絶えざる反省を加えながら、国民の要求を基礎に事業収益を国民に還元する努力を重ねるかぎりにおいて、「経済大国」から「生活大国」への転換にむけ、郵便貯金はわが国社会システムの健全な発展を担う不可欠な存在となりつづけるであろう。

注

- (1) 公的金融の定義は、古野直行・古川彰編著『金融自由化と公的金融』(日本評論社、1991年)を参考にした。以下、その箇所を抜き出しておく。
「公的金融とは、公的部門が行なう金融活動を指し、郵便貯金や簡保資金のように市場を通じて調達される資金と、厚生年金や国民年金のように法にもとづいて調達される資金を原資として、資金運用部を経由し、日本道路公団等の公団、日本開発銀行、住宅金融公庫等の政府系金融機関(2銀行、9公庫)およびJR各社等の特殊会社などに対する出資、貸付け、債券引受けのかたちで資金運用を行なうものである。」(121ページ)
- (2) 資金運用部資金原資残高およびこの残高のうち郵便貯金資金が占める額については、郵政省貯金局『郵便貯金'94—郵便貯金・郵便為替・郵便振替の現状—』を参照。
- (3) 加藤 寛『官業改革論』中央経済社、1984年、140ページ。
- (4) 内閣官房内閣審議室監修『金融の分野における官業のあり方—懇談会報告並びに関連全資料』1981年11月、221ページ。
- (5) 参議院常任委員会調査室編『立法と調査』1983年10月号、13ページ。
- (6) 佐々木 弘「郵貯民営化の必要性を考える」『金融ジャーナル』1986年4月号、10ページ。
- (7) 鈴木淑夫編『日本の金融と銀行(第2版)』東洋経済新報社、1989年、21ページ。
- (8) 金融制度研究会編『普通銀行のあり方と銀行制度の改正—金融制度調査会の答申—』金融財政事情研究会、1979年、475ページ。
- (9) 新金融効率化行政については、谷田庄三「金融再編成の今日的意義を吟味する」『金融財政事情』1978年10月30日・11月6日合併号、および齋藤 正「金融自由化と金融行政」谷田庄三編『金融自由化と金融制度改革』大月書店、1986年を参照。
- (10) 日米円・ドル委員会のこの「報告書」は、公表にさきがけて1983年11月10日の日米蔵相共同新聞発表の進捗状況、追加措置の検討・実施を目的として設置された作業部会の6回にわたる会合の結果である。日本の金融自由化を求めるアメリカの姿勢は、1984年以前からも続いているが、1984—85年にかけては、日米経済摩擦の一環としての日

米金融摩擦問題として、アメリカの対日経済自由化要求のなかに強く組み込まれてきた。「報告書」における対日金融要求の内容は、円・ドルレート問題、日本の金融・資本市場の自由化と外国金融機関の参入問題、ユーロ円投資、銀行市場の発展問題などとして提起されている。この報告書にみられるアメリカ金融資本の対日要求は、日本の金融自由化を拡大させることによって、自国の過剰資本の日本の金融・資本市場への参入とユーロ円市場の開放を迫り、アメリカ金融資本のビジネス・チャンスを拡大することにおかれている。

- (11) この『金融の自由化及び円の国際化についての現状と展望』は先の『日米・円ドル委員会報告書』にもられたアメリカの金融自由化要求への日本側の対応を表したものである。大蔵省は『金融の自由化及び円の国際化についての現状と展望』の「基本的考え方」において、金融自由化は、わが国における金融のいっそうの効率化と資源の適正配分をもたらす国民経済に望ましいから、前向きかつ主体的に対応していく考え方を明らかにした。ただし、その取り組み方については、金融自由化の急激な進展は信用秩序に混乱をきたし、金融機関の公共性の十全な発揮を困難にし、国民経済的に悪影響を及ぼすおそれもあるので、日本の実状を考慮して漸進的に対応していくことを表明している。また、同書「金融の自由化の現状と展望」では、金融の自由化が金利、金融・資本市場、業務内容、業際・制度問題、の各分野で着実に進展していることを指摘したうえで、今後達成すべき課題を具体的に列挙している。同書「円の国際化の現状と展望」では、経常取引における円の使用、資本取引における円の使用、公的準備における円の保有の三つの面に分けて、円の国際化の進展状況と今後の展望について述べている。
- (12) 後藤新一『郵貯民営論』有斐閣、1987年、318ページ。
- (13) 同上、164ページ。
- (14) 詳しくは、「巨大銀行と大蔵省の『背信』」『現代』1994年11月号を参照。
- (15) 鈴木淑夫『日本の金融政策』岩波書店、1993年、124ページ。
- (16) 経済企画庁編『生活大国五カ年計画—地域社会との共存をめざして』1994年、2ページ。
- (17) 牧野義司『郵貯—世界最大の銀行』毎日新聞社、1978年、28～29ページ。
- (18) 大内兵衛「郵便貯金における小市民性と社会性との矛盾」『大内兵衛著作集』第12巻、岩波書店、1975年、346ページ。

(1995年4月30日受理)

